

傍聴における遵守事項

堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会

傍聴人は、次の事項を遵守し会議の円滑な進行に協力をお願いします。

1 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会場においては、委員長の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人は、事務局の指示に従い会場に入場すること。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は会議の傍聴をすることができない。
 - (ア) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (イ) プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
 - (ウ) 拡声機、メガホン等又は笛、ラッパ、太鼓等を携帯している者
 - (エ) 酒気を帯びていると認められる者
 - (オ) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

2 傍聴人の遵守事項

- (1) 会議における言論に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章等を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。（特に委員長の許可を得たときを除く。）
- (6) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長から指示されたこと。

3 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

4 傍聴人の退場

- (1) 委員長は、傍聴人が「2 傍聴人の遵守事項」に掲げる各号のいずれかに違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させるものとする。
- (2) 委員長は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させるものとする。